

## 令和 3 年度国東市地域密着型サービス運営委員会（書面会議）開催要領

次第	提案の要旨
<p>議事</p> <p>① 国東市地域密着型サービス事業所指定状況</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会資料 P1～4)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域密着型サービスとは、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設された、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるように、身近な市町村で提供されるサービスです。特徴としては、市が事業所の指定や監督を行い、「日常生活圏域」単位で、地域の実情に応じた整備をすることができます。また、地域密着型は施設などの規模が小さいので、利用者の需要にきめ細かく応えることができると期待されており、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。サービス種別やサービス概要については、資料の P1 を参照願います。</li><li>・国東市の地域密着型サービス指定状況（令和 3 年 6 月末時点）は、「認知症対応型通所介護」が 1 事業所、「小規模多機能型居宅介護」が 3 事業所、「認知症対応型共同生活介護」が 6 事業所、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が 3 事業所、「地域密着型通所介護」が 5 事業所の計 18 事業所です。前年度から新規に指定した事業所はありません。</li><li>・地域密着型サービスの利用者数は、資料の P2～4 の通りです。待機者数は、「認知症対応型共同生活介護」が 55 名、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」が 107 名の計 162 名です。そのうち、施設からの回答では、入所の必要性が高い方は 13 名、当該施設以外で対応可能な方は 149 名となっています。</li></ul>

次第	提案の要旨
<p data-bbox="114 172 786 252">② 地域密着型サービスにおける給付費の推移及び令和 2 年度の実績</p> <p data-bbox="197 316 315 347">(P5～10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 172 2159 300">・サービスごとの「要介護度別利用者数の推移」と「給付費及び利用者数の推移」、「令和 2 年度の推計値と実績値の差異」をまとめています。推計値は、第 7 期介護保険事業計画策定時に、過去の実績値や新たに開設する事業所等を見込んで算出したものです。</li> <li data-bbox="853 363 2159 639">・「小規模多機能型居宅介護」は、平成 31 年 4 月から新たに「Plus はるかぜ」が事業を開始したため、令和元年度から利用者数や給付費が増加しています。要介護度別利用者数の推移は、軽度の認定者（要支援 1～要介護 1）は前年度より減少していますが、要介護 5 や要介護 3 の認定者は増加しており、利用者の平均要介護度は増加傾向にあります。そのため、予防給付の実績は推計値に比べて大きく減少していますが、介護給付は推計値を上回る実績となっています。</li> <li data-bbox="853 703 2159 831">・「認知症対応型通所介護」は、「ケアセンターはるかぜ」が廃止され、「Plus はるかぜ」に移行したため、令和元年度から利用者数や給付費が減少しています。利用者数は減少傾向にあり、利用者の平均要介護度は増加傾向にあります。</li> <li data-bbox="853 895 2159 1023">・「地域密着型特定施設入居者生活介護」は、杵築市の「介護付有料老人ホームおおたの郷」が、平成 31 年 4 月から利用定員が 29 人から 30 人に変更し、地域密着型から県指定の「特定施設入居者生活介護」に移行したため、令和元年度から利用実績がありません。</li> <li data-bbox="853 1086 1563 1118">・他サービスについては、別紙資料のとおりです。</li> </ul>

次第	提案の要旨
<p>③ 第8期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について</p> <p>(P11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療や介護が必要な状態になっても、引き続き住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援するために、国東市が事業者指定を行うサービスである地域密着型サービスの基盤整備を行うことが重要と考えます。</li> <li>・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）においては、各種調査や市への事前協議等を踏まえ、資料P11のとおり施設の整備計画を定め、介護サービスの充実を図ります。「小規模多機能型居宅介護」は、現在市内に3か所ありますが、身近な日常生活圏域内でサービス提供が行われるように、圏域ごとに偏りなく整備する必要があります。</li> <li>・地域密着型サービスは、「小規模多機能型居宅介護」のみの整備計画となっておりますが、他のサービスの整備についても、第8期計画期間中の介護給付費等の状況を勘案しながら、地域密着型サービス運営委員会の審議を経たうえで柔軟に対応していきます。</li> </ul>
<p>④ 地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>(P12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・③の第8期介護保険事業計画の整備計画に沿って、市では地域密着型サービスの基盤整備を進めます。そのため、令和3年10月から、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の公募を実施する予定です。</li> <li>・「小規模多機能型居宅介護」は、通所や利用者の形態に応じて訪問や宿泊を組み合わせる多機能なサービスを提供する事業所です。国東市では、夜間対応型の訪問介護がないため24時間対応できる体制づくりとして、「小規模多機能型居宅介護」を整備していきたいと考えています。また、「看護小規模多機能型居宅介護」とは、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせるサービスで、医療と連携したものです。</li> <li>・令和2年度に公募を実施した際は、国東圏域で1事業所応募がありましたが、事業所から辞退の申し出があり、整備には至りませんでした。事業所が参入しやすいよう付帯施設との併設等、募集については柔軟に対応していくこととします。</li> </ul>